

弥富市学校給食用物資納入業者登録事務取扱要領

(平成28年11月1日)

改正 平成29年3月14日

改正 平成30年11月21日

改正 令和3年4月1日

改正 令和4年10月1日

改正 令和6年4月1日

(目的)

第1条 この要領は、学校給食用物資納入業者（以下「納入業者」という。）の登録に関し必要な事項を定め、物資納入の円滑と適正を図ることを目的とする。

(申請の手続き)

第2条 納入業者の登録を受けようとする者は、学校給食用物資納入登録業者申請書（第1号様式）に係る書類を添えて弥富市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

(申請書の提出期間)

第3条 申請書は、登録期間の前年度12月1日から同月25日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）までに提出しなければならない。ただし、納入業者の指定の取消し、品目の追加等の理由により、教育委員会が臨時に納入業者を募集する場合にあっては、この限りではない。

(登録基準)

第4条 納入業者の登録基準は、次のとおりとする。

(1) 衛生状況

ア 保健所の食品衛生監視票（直近6か月以内に管轄の保健所が発行したもの）において総合点数が80点以上であること。なお、食品衛生監視票は教育委員会が指定する日までに、指定された取扱品目に該当する納入業者は毎年度提出すること。ただし、指定されていない取扱品目に該当する納入業者であっても、自社加工するものを納品する業者については、毎年度提出すること。また市長が必要と認めた場合は、上記以外でも該当する納入業者は毎年度提出しなければならない。

イ 従業員の健康管理が充分に行われていること。また、物資の納入に関与する従業員の検便証明書（赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌血清型

○157)を毎月1回20日までに市内担当の栄養士に提出すること。

ウ 製造加工業者については、材料倉庫、製品置場、冷蔵設備その他衛生上必要な設備が完備していること。

(2) 供給能力

ア 仕入、製造及び加工能力が相当で、所要量を随時供給し得ること。

イ 指示する日時までに納入ができること。

(3) 信用状況

ア 事業経歴が正当で、経営状態が良好であること。

イ 食品に関する法律及び諸規定が遵守されていること。

ウ 納税義務が履行されていること。

(4) その他

ア 納入環境の変化により教育委員会が必要とする事項に対応できること。

イ 緊急時の連絡先が明確であり、常に教育委員会及び学校と連絡を取れる体制が整備されていること。

ウ 緊急な事態に即応し得る機動体制が整っていること。

(審査、指定、登録等)

第5条 登録申請のあった納入業者については、教育委員会の審査により納入業者として指定する。

2 教育委員会は、指定した納入業者に対して、学校給食用物資納入業者指定通知書(第2号様式)を発行するものとする。

3 指定通知書の交付を受けた納入業者は、別に定める誓約書(第3号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

4 登録手続きを完了した納入業者については、業者登録台帳に登載するものとする。

5 検便結果が陽性であった納入担当者は、検査結果が陰性になるまで納入を禁止するものとし、他の担当者が納入することとする。

(登録期間)

第6条 納入業者の登録の有効期間は、指定した日に属する年度の翌年度の4月1日から3年間とする。ただし、教育委員会が臨時に指定した納入業者については、3年を超えない範囲で教育委員会が定めた期間とする。

(申請内容の変更等)

第7条 納入業者は、申請書に記載した事項に変更が生じたときは学校給食用物資納入業者登録記載事項変更届(第4号様式)により、営業を休止し、又は廃止し

たときは学校給食用物資納入業者登録（休止・廃止）届（第5号様式）により、必要な書類を添えて速やかに教育委員会に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第8条 教育委員会は、登録有効期間内であっても、納入業者が誓約書に記載された事項に違反したとき、又はその納入業者を不相当と認めたときは、登録を取り消し、又は一時停止することができる。

（雑則）

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要領は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年11月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

年 月 日

住所
氏名
電話
FAX

弥富市学校給食用物資納入業者として登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

該当番号及び有無 に○を付けてください。					
納入希望品目	1	青果物類		10 肉加工製品	
	2	食肉類		11 水産練り製品類	
	3	魚介類		12 乳製品類	
	4	卵類		13 缶詰類及び添加物類	
	5	麺類		14 冷凍食品類	
	6	こんにゃく類		15 おやつ類①	
	7	豆腐類		16 おやつ類②	
	8	調味料		17 その他	
	9	乾物類		()	
納入希望品目のうち、自社加工処理品目の有無 ※有りの場合は、食品衛生監視票を毎年度提出してください。				有 ・ 無	

(店内で作られていない菓子、アレルギー用菓子、乳児用せんべい等)

①営業区分	本社	本店	支店	出張所	その他（ ）		
②設立年月日	年		月	日			
③組織	株式	有限	合名	合資	組合	個人	その他（ ）
④資本金	資本金			円			
⑤事業所の規模 従業員	人						

内訳	販売又は事務関係	製造関係	輸送関係	計
男				
女				
計				

施設	店舗	m ²	倉庫	m ²		
設備	冷蔵庫	m ²	冷凍庫	m ²		
輸送能力	輸送車 (t)	台	冷凍車 (t)	台	保冷車 (t)	台
	(t)	台	(t)	台	(t)	台

□⑤緊急時連絡体制図

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

会社（店）名
氏 名 様

弥富教育委員会教育長



学校給食用物資納入業者指定通知書

貴社（店）を学校給食用物資納入業者として下記の条件を附して指定しましたので通知いたします。

つきましては、同封の誓約書を速やかに弥富市教育委員会学校教育課へ提出してください。

記

1 登録期間 年 月 日 から 年 月 日まで

2 納入品目

番号	品 目	番号	品 目
1	青果物	10	肉加工製品
2	食肉類	11	水産練り製品類
3	魚介類	12	乳製品類
4	卵類	13	缶詰類及び添加物類
5	麺類	14	冷凍食品類
6	こんにゃく類	15	おやつ類①
7	豆腐類	16	おやつ類②
8	調味料	17	その他
9	乾物類		【種類等】
※納入希望品目のうち、自社加工処理品目の有無 （ 有 ・ 無 ）			

（注）物資納入業者の登録は上記○印の品目のみとなります。誓約書（第3号様式）の提出後、正式に「業者登録台帳」に登載します。

3 指定条件

- （1）納入に際しては、指定された期日・時間・物資に間違いがないようにすること。
- （2）誓約を履行すること。

第3号様式（第5条関係）

誓 約 書

今般、学校給食用物資納入業者として登録されましたが、学校給食を理解し、下記の事項について絶対厳守いたしますとともに万一違背による指定の取消しについて異議の申立てはいたしません。もちろん、貴方様にご迷惑をおかけいたしません。

記

- 1 納入物資については、取扱には細心の注意を払い、不適格品及び不良品のないよう万全を期すること。
- 2 納入物資に品質不良、異物混入等の不適格品及び不良品のある場合は、直ちに返品、交換等の処置をとること。
- 3 納入物資の量目は間違いのないよう注意するとともに、納入日時を厳守すること。
- 4 納入物資が原因で、児童生徒が罹患と立証されたときは、その損害に対して十分な適任を負うこと。
- 5 毎月1回物資の納入に関与する従業員の検便証明書を提出すること。
- 6 各項の誓約事項に違反した行為のため、教育委員会が不適格業者であると認めたときは、指定を取り消されても異存のないこと。

年 月 日

（宛先）弥富市教育委員会教育長

住 所

会社(店)名

氏 名

㊟

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）弥富市教育委員会教育長

住所

氏名

電話

FAX

学校給食用物資納入登録業者記載事項変更届

弥富市学校給食用物資納入登録業者記載事項に変更があったので、弥富市学校給食用物資納入業者登録事務取扱要領第7条の規定に基づき届け出ます。

変更年月日	年 月 日	
変 更 事 項	変更前	変更後

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先） 弥富市教育委員会教育長

住所

氏名

学校給食用物資納入登録業者（休止・廃止）届

年 月 日に、営業を（休止・廃止）しましたので、学校給食用物資納入業者登録事務取扱要領第7条の規定に基づき届け出ます。